

病児保育利用料補助金・保育人材確保対策事業補助金（保育事業）

1 事業の概要

（1）病児保育利用料補助金

町外の病児保育を利用した場合の登録料・利用料の半額を助成していたが、町内病児保育施設整備の継続検討を踏まえて、子育てと育児の両立支援策として、令和7年度より全額助成に拡充する。

（2）保育人材確保対策事業補助金

保育人材確保の困難性を踏まえ、令和5年度から法人保育施設を対象に、保育士合同就職説明会を開催してきた。加えて新たに法人保育施設における保育人材確保による安定運営を支援することを目的に、求人活動費や研修費、資格取得にかかる費用など、保育施設が負担する経費の1/2相当額を補助する。待機児童対策であるため保育施設のみを対象とし、保育人材確保（採用・離職防止）に資する取組みを幅広く支援する。

子育て世帯訪問支援事業（児童福祉支援事業）

1 事業の概要

支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として実施する。

2 対象者

本事業の支援対象は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると町が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他、事業の目的を鑑みて、町が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

3 事業内容

- (1) 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- (2) 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、外出時の補助、等）
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
- (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告

産婦健康診査費用助成（妊婦等相談・支援事業）

1 事業の概要

産婦の2週間健診、1か月健診に係る費用の助成を行う。産婦健康診査は、母体の身体機能の回復や精神状態、授乳状況の把握を目的として医療機関において実施されている。産婦健康診査費用の助成を行うことで、受診率の向上や健診結果の把握が可能となる。

乳幼児健診・相談事業における1か月児健康診査費用助成も併せて実施することで、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

なお、本事業は、新たに「芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例」における特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目に追加されるもの（妊婦健康診査同様の取扱い）。

1 か月児健康診査費用助成（乳幼児健診・相談事業）

1 事業の概要

1 か月児健康診査は、病気の早期発見・早期治療及び育児に関する助言を行うことで、乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。1 か月児健康診査を実施することにより、受診状況や健診結果の把握が可能となる。実施は、道協定に参加し、協定医療機関を受診する個別健診として実施する。

妊婦等相談・支援事業における産婦健康診査費用助成も併せて実施することで、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。